

○ 主文

原判決を取り消す。

被控訴人が控訴人に対して昭和四七年七月二六日付でなした銃砲所持許可取消処分を取り消す。

訴訟費用は第一、二審を通じ、被控訴人の負担とする。

○ 事実

控訴人は主文どおりの判決を求め、被控訴人は控訴棄却の判決を求めた。

当事者双方の主張及び証拠の関係は、次に記載する外は原判決事実摘示のとおりであるから、これを引用する。(但し原判決二枚裏四行目「捜査」とあるのを「検査」と訂正し、原告を控訴人、被告を被控訴人と読みかえる。)

(控訴人の主張)

一、銃砲刀剣類所持等取締法(以下銃刀法または法という。) 一条一項によると、「同法若しくはこれに基づく政令の規定又はこれらに基づく処分を違反した」(以下「法に違反した」という。) 場合には、都道府県公安委員会は同法四条の規定による許可を取り消すことができる。一方「法に違反」しながら取消処分を受けないでいた者が、ことさらに同法七条の二の更新手続をとらず、或いはいち早く当該銃砲等を他に売り渡し、その他自己の意思に基づいてこれを所持しないこととなつたときは、同法八条一項によつて銃砲等所持の許可は効力を失うけれども、右事由によつて許可が失効した後、新たに同法四条の許可を申請すれば、その者は、同法一条の規定により許可を取り消されている者ではないから、公安委員会は、同法一条一項四号を根拠としてひいては「法に違反した」ことを事由として、申請を拒むことはできない。

従つて、若し被控訴人の主張するように、銃刀法七条の二による更新を受けた後でも、更新前の同法一条一項一号該当の事由によつて許可を取り消すことができるものとするれば、更新を受ければその後いつまでも「法に違反した」ことを理由として取消しをうけるおそれがあるのに反し、ことさらに更新をうけないで、別個に許可の申請をすれば、「法に違反した」事実があるにかかわらず許可を受けうることとなり、彼此著しく均衡を失ふこととなる。してみれば、法七条の二によつて都道府県公安委員がおこなう更新は、旧許可をそのまま維持すべきかどうかの審査と新許可を与えるべきかどうかの審査との両面の性質を有するものであつて、更新前に取消事由が存する場合に、更新の審査の際には、この事由によつて許可を取り消すかどうかを必ず審査、判断すべきものであり、かりに事実上この審査をしなかつたとしても、これをおこなつたものとみなさるべきものである。従つて、一旦更新をした以上、公安委員会は、もはや、更新前の事由を根拠として許可を取り消すことはできないものと解さねばならない。しかるに、被控訴人は、昭和四六年一月三十一日に、第一銃の所持許可を更新したにかかわらず、その時以前の事実を理由として、昭和四七年七月二六日に右許可を取り消しているのであるから、この処分は違法である。

二、原判決の判断によれば、「更新の手続は、所轄警察署長を經由して処理されているものであるが、当該警察署は、更新に際し、許可を取り消すべき理由が存在し、かつ早急に取り消すべき必要がある場合は格別、そのことが明らかでない場合は、とりあえず一応更新を行ない、その後慎重調査の上取消し相当と判断した場合にはじめて被控訴人に取消しの上申をするのが通例であり、本件もその慣例措置に従つたもの」であつてこれを違法とする理由はないというのである。しかし、右のような慣例措置は、公安委員会に認められた許可取消しの裁量権を大幅に所轄警察署長に委譲するに等しく、法が公安委員会に裁量権限を認めた趣旨に反し違法である。

(被控訴人の主張)

一、「更新」の性質は、新たな権利の設定ではなく、既存の権利を継続的に承認するにすぎないものであつて、更新したからといつて、それ以前の事由を根拠として許可を取り消すことができなくなるものではない。実際上も、更新の申請があつたときは欠格事由の存否を調査しなければならず、調査の結果取消し事由があるときは、聴聞手続も行なわなければならない関係上、この手続を経て取消処分を行なうためには相当の期間を必要とするところから、更新許可申請を受理した後欠格事由が判明した場合にも、通常、とりあえず、許可の更新をした上で、許可取消しの上申をするものとし、この場合においては、申請人にその旨を伝えておくことが取扱実例となつている。

二、所轄警察署では、更新に際し事務担当者の交替等により直ちに取消原因の存否

を調査しえない場合もあるから、かかるときは、一応公安委員会に更新の上申をしな
ておいて、その後更に許可取消原因の存否を検討することは事務処理上やむを得ない
ことである。しかも、被控訴人は、所轄警察署から許可取消の申達があつた場
合、当該警察署の見解に拘束されることなく、高度の独自の判断に基づいて取消の
当否を決定しているのであるから、前記のような慣例的措置に基き公安委員会
が取消処分をすることは、なんら違法ではない。

○ 理由

一 控訴人が昭和四一年三月三十一日兵庫県公安委員会から本件第一銃所持の許可を
受け、その後昭和四三年横浜市に転居して同年一月二九日被控訴人から住所異動
による許可証の書換えを受け、次いで、昭和四六年一月二六日被控訴人から右許
可の更新を受けたこと控訴人が昭和四五年一月二六日鶴見警察署を通知し被控訴
人に対し第二銃所持の許可を申請し、右申請に関し昭和四六年一月三日第一銃の保
管状況につき調査を受けたこと、その際、控訴人は第一銃を自ら保管せず、岩国
市の母親宅に保管を託していたのに、同市の銃砲店に修理依頼中であつた旨を告
げ、同市に居住する義妹に第一銃を銃砲店に持つて行くよう指示したとされ、起
訴猶予処分を受け、控訴人が昭和四七年四月二〇日同警察署を通知し被控訴人
に対し第三銃所持の許可を申請し、控訴人主張のようないんちぎを被控訴人が
昭和四七年七月二六日付で銃刀法一条一項に基き本件第一銃所持の許可を取り
消した以上、の事実は、当事者間に争いがない。

以上争いのない事実に成立に争いのない乙第一号証原審証人A、同Bの各証言及び
原審における控訴人本人尋問の結果並びに本件口頭弁論の全趣旨をあわせ考
えれば、本件許可取消処分が行なわれるに至るまでの経緯は、おおよそ、次の
とおりであつたと認められる。前掲A証言の一部にこの認定と抵触する部分
があるが、この部分は措信しがたく、他にこの認定を左右するに足る証拠は
ない。

(1) 控訴人は、もと岩国市に居住し、暴力団に關係して、昭和三二年から同
四年にかけて被控訴人主張のようないんちぎがあり、このうち最後のも
の凶器準備結集、犯人隠避教唆の罪により懲役一年六月に処せられたものであ
つて、この判決は、昭和四一年六月二八日確定した。

(2) この間、控訴人は、右最後の被告事件が山口地方裁判所岩国支部に係属中
の保釈を受けたのを機会に、昭和四〇年三月二五日いわゆる「杯を返す」とい
う方式により、暴力団との關係を断ち、兵庫県三田市に住居を移して電線
の埋設工事に従事することとなつたが、狩猟に趣味をもつ得意筋を接待する
必要から、昭和四一年三月三十一日、三田警察署を通じて兵庫県公安委員
会から第一銃所持の許可を受けた。

(3) その後控訴人は、前記(1)の最後の罪の刑に服し、昭和四二年一月一
七日刑務所を出所し、服役中に習い覚えた配管及び製管等の仕事で身を立て
ることとなり、仕事に便利な横浜市の現住所に住居を移したうえ、暴力団
とのかわりをもつことなく、事業に専念した結果、I株式会社という会社
を設立し、一〇〇名を超える従業員を擁する事業の経営者となり、相当の
財産も蓄え、事業経営の面においても、また社会的にもかなりの信用を得
るに至り、前記第一銃について昭和四三年一月二九日被控訴人から住所
異動による許可証の書換えを受けていたのであるが、銃を通じての得意筋
との交際がいつそう密接となり、クレー射撃用の銃の購入を勧められた
(第一銃は旧式で、クレー射撃用には不向きなものであつた。)こと
もあつて、昭和四五年一月二六日所轄の鶴見警察署を通じ被控訴人
に対して、第二銃所持の許可を申請した。

(4) その後控訴人は、狩猟のため韓国に赴くべく、昭和四五年一月二
三日第一銃を携えて横浜市の自宅を出発したが、途中岩国市の母親方に
立ち寄つていた際、至急引き返すよう業務上の連絡を受けたので、母親
宅に第一銃の保管を託して帰宅した。その際、たまたま、第二銃所持の
許可申請に関して第一銃の保管状況を調査するため来訪した係官から、
第一銃の所在を尋ねられたので、控訴人は、とつさに、第一銃は岩国
市の銃砲店に修理依頼中である旨を答へるとともに、ただちに、電
話で、岩国市の義妹に第一銃を至急銃砲店に持つて行くよう指示して
辻妻をあわせようとしたが、義妹がこれを銃砲店に持参する前に鶴見
警察署から右銃砲店に照会が行なわれたため、昭和四六年一月一日
から同月三日まで第一銃を自ら保管せず母親方に保管させていたとい
う保管義務違反の事実及び義妹に対する銃の不法所持教唆の事実が発
覚した。

(5) その結果、控訴人は、右両事実に基づく銃刀法違反被疑事件につ
き横浜地

方檢察庁に書類送致をされたが、その際同警察署の係官C警部補から第二銃所持の許可申請については、いま少しまつようにといわれたところから、同年三月一九日申請を一旦取り下げ、右被疑事件については、同年六月二一日檢察庁から起訴猶予処分を受けた。なお、五明警部補は、右書類送検に際し、檢察庁に控訴人の前科を照会し、これを知っていたものと推認される。

(6) その後控訴人は同年一二月三一日被控訴人から第一銃所持の許可につき更新を受けた。

なお、更新の申請は、所轄警察署長を経由して行なうべきものとされている(銃刀法施行規則一条)ところ、被控訴人委員会管下の各警察署においては、同委員会の指導により、次の要領によりこの関係の事務を処理することが慣例となっていた。すなわち(イ)申請書の提出を受けた所轄警察署において、調査の結果更新を拒む理由がないと認める場合には、事実上、当該警察署かぎり更新の手続をとることとし、(ロ)調査の結果、許可取消事由を発見し、これを取り消すべきものと認めるときは、県の警察本部を通じて、その旨を被控訴人委員会に上申するか、この場合においても、法一三条の聴聞手続を経る取消処分を行なう時間的余裕のない場合には、とりあえず更新の手続をとり、遅滞なく取消しの上申をし、被控訴人委員会は、これに基づき聴聞を行なつたうえ、処分を決定する。

(7) 控訴人は、前記更新の手続をとつた際、係官から第一銃所持の許可の取消しが問題となつている旨を告げられたことはなく、その後昭和四七年四月一〇日第一銃につき法一三条の所持検査を受けた際にも、係官から第一銃の所持に関して許可の取消しを云々されたことはなかつた。

(8) そこで、控訴人は、以上のような状況から、新たな銃の所持についても許可がもらえる時期が来たものと考えて、昭和四七年四月二〇日第三銃所持の許可申請書を鶴見警察署に提出したところ、当時の係官A警部補は、同年四月二四日、あらためて、東京地方檢察庁に控訴人の前科を照会し、前記のような前科の存在を確かめたうえ、右前科や控訴人の前歴に言及して、右申請を取り下げよう控訴人に対し行政指導をしたところから、控訴人との間にかなりはげしい口論が戦わされ、控訴人は、同警部補から、どうしても申請を取り下げなければ第一銃所持の許可を取り消すとまでいわれたが、遂にこれに応じなかつた。

(9) 右のようないきさつがあつてから間もなく、鶴見警察署長(具体的にはA警部補)は、控訴人に前記のような法の違反及び不法所持教唆があつたことに加え、前記のような前科があること、当時盗難銃による殺傷事件が多発していた社会状況にかんがみ銃砲所持に対する規制をいつそう強化する必要が感じられていたことを根拠理由として、第一銃所持の許可を取り消すべきものとの判断を固め、同年六月七日被控訴人に取消処分の上申をした。

(10) 右上中に基づき被控訴人委員会は、同年七月二六日聴聞会を開いたうえ、同日付で法一一条一項一号を根拠として第一銃について、許可取消処分をし、次いで、翌八月九日付で第三銃所持の許可申請につき、法五一条一項四号を根拠として(すなわち第一銃所持の許可取消処分があつてから三年を経過していないことを理由として)不許可処分をした。

二 以上認定の事実を前提として、本件許可取消処分の適否につき考察する。

(一) 控訴人は、まず、更新は、許可の効力を新たに付与するものであつて、更新後にその前に生じた事由を理由として許可を取り消すことは行政処分の法的安定性を著しく害することとなることから考えても、また、取消事由のある者がことさらに更新手続をとらず許可を失効させたうえで新たに許可申請をした場合との比較権衡論から考えても、一旦更新が行なわれた後にその前に生じた事由を根拠として許可を取り消すことは違法と解すべきであると主張する。

そこで考えてみるに、猟銃等の許可の更新に関する銃刀法七条の二の規定は、昭和四一年六月法律八〇号により追加されたものであるが、旧法当時においては、一旦与えられた許可の効力は、特段の事情のないかぎり永続するものとされていた。その結果、都道府県公安委員会は、許可が与えられた後の銃砲等の所持に関する事情の変動や所持の実態を知るには、法一三条の所持検査や一般警察活動に頼るほかなかつたところ、その後銃砲等の所持許可数が激増するにつれて、このような取締当局の「イニシアチブ」による警察活動に頼るだけでは、許可後の事情の変動や所持の実態に対応して、適時適切な管理規制を行うことが困難となるに至つた。法七条の二の規定は、このような事態に対処するために新設されたものであつて、その趣旨は、許可に五年の存続期間を定め、更新の手続をとらないものについては、期間の満了とともに、許可の効力を失なわせ、当該猟銃等を所持し得ないものとするこ

るうえにおいて、当然考慮に入れらるべき事項若しくは考慮に入れることもが許される
る事項であることは明らかであるから、若し、取消しの上申をなすべきものと考
鶴見警察署長の判断が名目的にも実質的にも、右のような根拠が左右されること
行なわれたものであつて、恣意の介入によつてその判断が適法に所する観がない
すなわば、後に述べると、本件取消処分としては、いささか酷に失する危険予
一の猟銃についての取消処分として、銃砲等の所持に關する「銃砲等所持の許
を考慮に入れても、裁判所が「銃砲等所持の所持に關する危険予防」(法一条)とい
ことについて政治責任を負うものではないことを考えれば、それだけで、直ちに本
件取消処分を違法のものとするのは相当でないであらう。しかし、取消しの上申
をなすべきものとする同警察署長の判断に若しも、警察の行政指導に従わなかつ
ことに対する報復的意図若しくは第三銃についての許可申請の拒否理由をなす
ことという意図が介入し、これら意図が実質上、取消上申中の重要な動機となつ
するならば、このような意図は、第一銃所持の許可を取り消すべきかどうかの判
に当たつては、本来、考慮に入れらるべきことがないものと明らかなるか
ら、このよう取消上申は、公正な裁量判断に基づかないものとして、違法の瑕
を帯びるものと解さざるをえない。本件の問題は、まさに、この点にあるもの
されるので、さらに考えてみる。

前認定の事実によれば、控訴人のおかした保管義務違反及び不法所持教唆の事
関する情状は比較的軽いと認められるものであつて、このことでは、検察官に
起訴猶予処分を受けたことによつても裏書されているところである。また、控
には前認定のよう前歴・前科があるとはいへ、最後の刑の執行を終え、その
上申が行なわれた当時において、すでに四年六か月余を経過しており、その
人は暴力団とのかかわりをもたず、事業に専念し、事業の面において、も社
かなりの信用を得るに至つたことは前認定のおりであるから、控訴人が第一銃
所持すら許されないということになれば、銃を通じての社交が困難とならな
らず、控訴人の社会的信用にすら影響を及ぼしかねない。これら点を考
ば、前記のような軽微な法違反事実に対し控訴人が適法に所持すること
いた唯一の銃である第一銃につき許可取消処分を發動することは、いささか
し、その必要性についても疑いもたれるところである。しかも、前認定の事
よれば、鶴見警察署においては、昭和四十六年一月一三日当時、すでに、控
一銃につき保管義務違反及び不法所持教唆の事実があることを知りながら、
二月三日許可の更新を経て控訴人から翌昭和四十七年四月二〇日第三銃
ての許可申請が行なわれる前頃までは、控訴人に第一銃のほか、さらに第
三銃の所持につき許可を与えることは相当でないとの判断をとりながら、
についての許可の取消しを問題とした形跡は、さらにならなかつた。この
は、同警察署においては、その頃までは、控訴人の前記のような法違反の事
では控訴人に前記のよう前科、前歴があるということも考慮に入れても、従
基準ないし取扱事例からみて、直ちに、第一銃についての許可までも取り消
とは、必ずしも妥当ではないとの判断をとつていたことを推測されるもので
そうして、同警察署長が取消の上申をしたことの根拠理由の一つとして盗難銃
る事故多発の社会状況ということがあげられてはいるものの、同警察にお
訴人にかかる前記法違反事件等を契機として、従来の基準、取扱例等を再
社会状況の変化を考慮して、控訴人にかかる本作法違反の事実をも基準
してとらえるに足る、従前よりもいつそう厳しい基準を定めて、爾後これ
ているというような事実については、被控訴人においてなんら主張・立証
い。以上の諸点に前認定のような、第三銃についての許可申請があつてか
についての本件取消処分についての不許可処分が行なわれるに至るまでの経
くに、第三銃についての許可申請を取り下げるとの行政指導が行なわれ、こ
れを拒む控訴人と担当官との間で前記のよう口論があつた後間もなく取消上
行なわれて第一銃についての本件取消処分が行なわれ、次いで間もなく第三
いての許可申請につき法五条一項一号を根拠として不許可処分が行なわれ
と、及び前認定の事情によれば、第一銃についての許可取消を前提としない場
は、第三銃についての申請を拒否すべき直接、明確な根拠事由(法五条による)
見当たらないことを考えあわせれば、第一銃について許可取消の上申をな
ものとする鶴見警察署長の裁量判断は、実質的には、控訴人が第三銃所持
請についての行政指導に従わなかつたことに対する報復的意図ないしは、第
ついで申請を拒否すべき事由を作出する意図の介入により左右された疑
しがたいところである。この意味において、第一銃についての許可取消の上

なすべきものとする鶴見警察署長の裁量判断は、恣意の介入によつて左右されることなく公正に行なわれたものであるということについての証明を欠くものとして、違法の瑕疵を帯びるものと認めざるをえない。

ところで、県警察本部長、警察署長は、それぞれ、県公安委員会と別個の行政機関であるとして、県公安委員会が銃刀法関係の事務を処理するためにこれらの機関を利用する関係の法的性格について、現行法制の定めは、必ずしも、明確ではないが、この点をどのように解するにせよ、前記一の(6)に認定したような事務処理体制をとる行政過程を前提とするかぎり、取消しの上申をなすべきかどうかについての所轄警察署長の裁量判断における違法は、特段の事情がないかぎり、この上申に基づく県公安委員会の取消処分を承継され、その違法事由を構成するものと解するの相当である。なぜならば、警察段階において恣意介入の違法があるにかかわらず、取消処分が公安委員会の名においてなされたということだけで、警察段階での裁量判断における違法を公安委員会の処分の取消訴訟において追求することはできないこととなるものとするならば、銃砲所持の許可申請につき、公正な裁量判断を受くべき法的利益の侵害については、遂に救済を求めないという不合理な結果を生ずるからである。従つて、たとえば、警察署長からの取消しの上申を機会に、公安委員会自らにおいて、警察における従来からの基準ないし取扱事例と比較して当該取消上申を是認すべきかどうかを実質的に検討するとか、或いは、同委員会がこの取消上申を契機として、従来からの基準に再検討を加えて、新たに、控訴人にかかると本件法違反事実をも基準該当事実としてとらえるに足る、従来よりもいつそう厳しい基準を定めて警察においてこれを実施するよう指導をする等、公安委員会が独自の立場で実質的に公正な裁量判断を行なつたことをうかがわせるに足る事実があるならば(このような事実がある場合に、初めて、公安委員会による取消処分は、警察段階における恣意介入の違法を承継しないものと解することができる。)、このような特段の事情が認められないかぎり、警察段階における恣意介入の違法は、公安委員会の取消処分の取消原因を構成するものと解するのが相当である。ところが、本件においては、被控訴人は、鶴見警察署長からの取消上申に基づき、聴聞手続を経て、本件取消処分を行なつたものであることは、前認定のとおりであるが、聴聞の結果等に基づき、被控訴人委員会自体が独自の立場で公正な裁量判断を行なつたことをうかがわせるに足る事情として、当裁判所の指摘した前記のような事実があつたということについては、なんら適切、具体的な主張をせず、もとより、かような事実を認めるに足る証拠もない。

三、してみると、被控訴人のした本件取消処分は、結局、公正な裁量判断に基づくものであるということの証明がないものとして、違法として取り消すべきものであり、これと判断を異にする原判決は失当であつて取消しを免れない。

よつて、訴訟費用の負担につき行訴法七条、民訴法九五条、八九条を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 白石健三 小林哲郎 間中彦次)

主文

原告の請求を棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

○ 事実

第一 当事者の求めた裁判

原告訴訟代理人に、「被告が原告に対して昭和四七年七月二六日付でなした銃砲所持許可取消処分を取消す。訴訟費用に被告の負担とする。」との判決を求め、

被告訴訟代理人は、主文同旨の判決を求めた

第二 当事者の主張

一 原告の主張

1 (第一銃の所持許可とその更新)

原告は、肩書地に本店を有し、鉄工・配管業を営む訴外I株式会社の代表取締役であるが、以前山口県岩国市で同種営業をしていた際、取引先との交際上、射撃をすることが多かつたことから、昭和四一年三月三日、兵庫県公安委員会の許可を得て散弾銃(一二番自動装てん式、銃番号二三二〇一。以下、単に第一銃という。)を所持し、昭和四三年横浜市に転居して、同年一〇月二九日、被告から、住所移動による所持許可証の書換を受け、その後昭和四六年一二月三日、右許可の更新を受け、さらに昭和四七年四月一〇日には法定の所持捜査に合格していた。

2 (第一銃所持許可の取消処分の経緯)

(一) その間、原告は、昭和四五年一二月二六日、鶴見警察署を通じて被告に対

し、新たに別の散弾銃（一二番上下二連式。以下、第二銃という。）の所持許可申請をしたところ、昭和四六年一月一三日、右第二銃申請の許可に関し、第一銃の保管状況について鶴見警察署係員の調査を受けた。

（二）しかし右調査のある前、原告は、韓国の本籍地に狩猟に赴く途次、第一銃を携帯して岩国市の母親宅に立寄つたが、急用のため予定を変更して、第一銃を右母親宅の押入れに入れ、管理を依頼したまま横浜に帰つてきたときに、右調査がなされた。原告は、保管義務違反となつてを避けようとして、同署係員に対し、岩国市の銃砲店に修理依頼中である旨、虚偽の申述をし、その後直ちに岩国市の義妹に連絡して、第一銃を銃砲店に持つて行くよう連絡し辻妻を合わせようとしたが、警察からの照会が早く行われたため、これに間に合わず、右事実が発覚してしまつたのである。

（三）そのため、原告は右義妹の銃砲不法所持を教唆した旨の嫌疑で、横浜地方検察庁に書類送致されたが、昭和四六年二月二日ごろ起訴猶予となつた。

3 その後原告は、右被疑事件のために第二銃の所持許可の件がうやむやとなつてしまつたので、あらためて昭和四七年四月二〇日、鶴見警察署を通じて被告に対し、新たな散弾銃（一二番上下二連式。以下、第三銃という。）の所持許可申請をしたところ、同署防犯課長から、右申請の取下げを求められ、取下げなければ第一銃の所持許可をも取消すといわれたが、原告は納得できず、これに応じないでいたところ、被告は、同年七月二六日聴聞会を行ない、原告が第一銃所持の必要性および前項（二）の事件のいきさつ等を述べて、第三銃所持申請が妥当でなければこれを取下げるとまで請願したにもかかわらず、被告は、同日付で、銃砲刀剣類所持等取締法（以下、単に銃刀法という。）三条一項、一〇条の三に違反することを理由に、本件第一銃所持許可の取消処分をした。これは、原告が第二銃の所持許可申請に引続き第三銃の所持許可申請をしたことに対する報復的処分である。

4 （取消処分の違法）

しかし、第一銃の所持許可は、前叙のとおり、昭和四六年一二月三一日に更新されている。右更新は、許可の効力を新たに付与するものであるから、当然に銃刀法五条および一条の事実の有無が審査され、しかるのち、不相当でない場合になされる行政処分というべきものである。そして被告は、当然に原告に関する全ての事実を了知した上で更新したものと解すべきである。

しかるにもかかわらず、そのあとで本件取消処分がされたということは、右更新の処分の効力を覆えずものであつて、かくては行政処分の法的安定性が著しく失われるものといわざるをえない。

よつて、本件取消処分は、銃刀法一条一項の濫用による違法不当のものであり、ひいては憲法三条に違反するものである。

5 （反論）

（一）被告は、本件取消処分の理由の一つとして、原告が昭和四六年一月一四日鶴見警察署において、前記の銃刀法違反被疑事件につき取調べを受けた際、その前科関係を黙秘して供述しなかつたこと、および前科時の姓がGで、取調時の姓がEに変つていたことのために、本件処分時まで前科についての資料が得られず一切わからなかつた旨主張するが、

（1）原告は昭和四〇年ごろ、岩国市役所において、従来之母方の姓であるGから、父方の姓のEに変更する手続をとり、外国人登録台帳の原簿にもそのとおり記載され、右原簿は昭和四三年に原告が横浜に転居したことによる住居変更手続と同時に鶴見区役所の所管するところとなつており、前記取調べの際に、原告は捜査官に外国人登録証を提示しているから、当然に捜査官は鶴見区役所に対して照会しているはずである。

（2）また、乙第二号証によれば、「DことE」の前科照会に対して、東京地方検察庁よりFことG」の前科調書の回答がなされており、右事実によれば、原告が現在のE姓で供述しても、それが直ちにG姓の資料に結合するように予め資料が整理されていたことを意味するものである。

（3）更に、被告は、前記被疑事件の関連証拠として原告の供述調書（乙第一号証）しか提出していないが、その余の捜査資料の中には当然に前科照会に関する資料も含まれていたものと思料せられる。

（二）原告に、被告主張のような犯罪歴のあることはそのとおりであるが、原告はその後自悔して、自己の生業に専念し、現在では社員および専任下請従業員合計百数十人を擁し、日夜業務の遂行に専念しているのであつて、かつての人格態度は全く改善せられているものである。

二 被告の答弁

(請求原因に対する認否)

1 原告の主張第1項の事実中、第一銃の所持許可、右許可証の書換、許可の更新の点は認めるが、その余は不知。

2 同第2項(一)の事実は認める。

同項(二)の事実中、原告が第一銃を母親宅に放置するに至った経緯は不知、その余の事実は認める。

同項(三)の事実は認める。但し、起訴猶予となつたのは昭和四六年六月二一日である。

3 同第3項の事実中、第三銃の所持許可申請がなされたこと、聴聞会の開催およびその状況、第一銃の所持許可を取消したことは認める。

第二銃の所持許可申請は昭和四六年三月一九日に取下げられた。

4 同第4項の主張は争う。

(被告の主張)

1 被告が第一銃についての所持許可を取消した理由は次のとおりである。(なお(四)および(五)の事実は、昭和四七年五月ごろまで被告の知悉しえなかつたところであり、それは原告の前記被疑事件の捜査につき、捜査の原則に従つて任意捜査によつたためである。)

(一) 原告が銃刀法一〇条の三に違背して、第一銃を昭和四六年一月一一日ごろから一三日ごろまでの間、自ら保管することなく、岩国市の母親方居宅押入内に放置したこと。

(二) 原告が昭和四六年一月一三日、捜査担当警察官から第一銃の保管状況につき説明を求められた際、(一)の事実を秘し、該銃は岩国市<以下略>J銃砲店に修理の為、保管を託したとの虚偽の申立をなし、加えて、これを真実のように装うため、即日岩国市居住の実弟の妻Kに電話で、該銃を右銃砲店に分解修理のため持参するよう指示し、同女をして不法に銃の携帯運搬をさせる教唆をしたこと。

(三) 原告には左記の犯罪歴があること。

(1) 昭和三二年四月一日 銃刀法違反 懲役二年六月執行猶予四年

(2) 昭和三四年六月三〇日 傷害 罰金一万円

(3) 同年十一月九日 傷害 罰金一万円

(4) 昭和三六年七月二七日 傷害等 罰金一万三、〇〇〇円

(5) 昭和四一年六月二七日 兇器準備結集等 懲役一年六月

(6) その他道交法違反等 罰金刑四回 科料四回

(四) 原告は、昭和四六年一月一四日鶴見警察署において銃刀法違反被疑事件につき取調べを受けた際、(三)(5)の前科を秘して供述しなかつたこと。

(五) 原告は、昭和三四年四月ごろはGを、昭和四〇年一〇月ごろ以降はEを呼称していること。

(六) 近時、銃による殺傷事件が各地に多発していること、銃刀法立法の趣旨に鑑み、その許可処分については慎重を期すべきであること、並びに右(一)ないし

(五)の如き所為を総合考察するとき、原告に銃の所持許可を与えておくことは行政上相当でないことと認められること。

2 銃の所持許可を受けた者が、銃刀法の規定に違反した場合、被告においてその許可を取消することができることは銃刀法一一條一項の規定により明らかであつて、原告には前項(一)ないし(五)の事実があり、これに(六)の点をも参酌考慮し、所定の手続を経て、許可取消処分をしたことは、裁量権の範囲を逸脱しておらず、何らの違法はない。

第三 証拠(省略)

○ 理由

一 原告が昭和四一年三月三一日に本件第一銃の所持許可を得て、昭和四六年一月三一日には被告により右許可が更新されたこと、その後被告が昭和四七年七月二六日付で銃刀法一一條一項に基づき右許可を取消したこと、又、原告が昭和四六年一月一三日に右第一銃の保管状況について、鶴見警察署係員の調査を受けた際、真実は保管義務に違反し、正当な理由もなしに自ら保管することなく、岩国市の母親宅に第一銃を置いてきたのに、これを秘して同市の銃砲店に修理依頼中である旨の虚偽の中述をなし、更に同市にいる義妹に第一銃を銃砲店に持つて行くよう指示し、もつて同女の右銃不法所持を教唆し、そのため捜査官憲の取調べを受けたこと、そして原告に被告主張のような犯罪歴のあることは、いずれも当事者間に争いがない。

二 そして、成立に争いのない甲第一号証、証人B、同Aの各証言によれば、被告は右保管義務違反および銃の不法所持教唆の事実を主たる理由とし、同時に、原告に多くの犯罪歴の存すること、そして当事盗難銃による犯罪の多発により、銃の保管義務が強化されていたことをあわせ考えたうえ、本件取消処分をなしたことが認められる。

被告はこのほかに、原告が兇器準備結集罪等の前科を秘していること、そして偽名を用いていることの二点も本件処分の理由であつたと主張するが、証人Aの証言によれば、同人が被告に対して取消しの行政処分の上申をするにつき、右二点を考慮したことは認められるが、上申を受けた被告において、右二点を取消処分の理由とした事実は、本件全証拠によるも認められない。三 原告が正当な理由なく、第一銃を岩国市の母親宅に置いてきたことは、銃刀法一〇条の三、一項に違反し、父、義妹に第一銃を銃砲店まで運ぶよう指示したことは、同法三条一項に違反する行為を教唆するものであり、従つて原告のこれら所為が所持許可の取消理由の一つである同法一条一項一号に該当することは明らかである。ところで原告は、右違反行為により捜査官憲の取調べを受けたものの、その後昭和四六年一月三日被告により第一銃の所持許可の更新を受けているのであり、この更新は原告に関する更新時までの一切の事実を了知の上でなされた筈のものであるから、その後、更新前の事実を理由に、更新にかゝる許可の取消処分をすることは違法である旨主張している。仮に、この主張が、一旦更新された以上更新前の銃刀法違反の事実は最早更新にかゝる許可の取消事由とはならないという趣旨の主張であるならば、同法には更新に右主張のような免責的効力を認められた規定は存しないのであるから、その主張はそれ自体失当であるといわなければならない。しかしながら同法一条一項は、取消理由のある場合には必ず取消さなければならないとするものではなく、「その許可を取り消すことができる。」と規定しているのであつて、従つて取消理由のある場合でも、被告には、具体的事案について、取消処分をなすことが、銃砲、刀剣類等の所持に関する危害予防上必要な規制をなすことを目的とする、銃刀法の趣旨に照して適当か否かを判断する裁量権があるものと解されるのである。

そこで、前記二の前段記載の理由のもとになされた本件取消処分に、右裁量権の逸脱ないし濫用が存するかどうかを考慮することとする。

四 原告はこの点について先ず、所持許可の更新後に、更新前の事由をもつて取消処分をなすことは、行政処分の法的安定性を著しくそこなうものであつて、銃刀法一条一項の濫用であると主張する。

よつて按ずるに、成程更新を受けた者にとつては、更新前に違法事実が存したとしても、更新を受ければもはやそれは不問に付されたものと認識することに一般に首肯しうるところであり、従つて、被告としても、右認識を尊重すれば、前述したよゆうにいかにも更新処分が免責の効果を有さないといつても、行政上更新を安易に考えることのないように留意しなければならない責務があるといふべきである。

しかるに証人A、Bの各証言結果並びに弁論の全趣旨によれば、更新の手續は所轄警察署長を経由して処理されているのであるが、当該警察署は更新に際し、許可を取消すべき理由が存在し且つ早急に取消すべき必要がある場合は格別、そのこと明らかでない場合は取敢えず一応更新をなし、その後慎重調査のうえ取消相当と判断して始めて被告に取消の上申をするのが通例であり、本件においても鶴見警察署は昭和四六年一月三日の更新当時、前記二の前段記載の取消理由にあたる個々の事実を了知していたのではあるが、右事務取扱上の通例措置に従つて一先ず更新手續をなし、その後昭和四七年四月二〇日原告から第三銃の所持許可の申請を受くるに及んで、改めて前述各取消事由を総合判断のうえ取消の必要性を認めて被告にその旨上申し、こゝにおいて被告は同年七月二六日聴聞期日を設けて原告及び代理人弁護士Hから本訴における原告の主張と同様の釈明ならびに証拠の提示を受け、これらを斟酌のうえ本件取消処分に及んだことが認められるのであつて、被告もしくは鶴見警察署の右更新に関する処置は安易に過ぎ、前段説示の更新を安易に考えてにならない責務に照し必ずしも妥当な措置とはいへない。しかし右認定事実によれば、本件取消処分は適法且つ相当というに充分であり、右更新に関する安易な措置があるからといつて、このことから本件取消処分をもつて裁量権の逸脱もしくは濫用であるとはなし難い。

なお、成立に争いのない甲第二号証、証人Aの証言、原告本人尋問の結果、弁論の全趣旨によれば、前記第三銃の所持許可申請について、当時鶴見警察署の担当係官であつた警部補Aは、原告に対して右申請を取下げよう指導したが、原告はこれ

に应じなかつたこと、その際右 A が、原告の前科や経歴を問題にしたため、原告との間で少なからずやりとりの存したこと、そして第三銃の右申請については同年八月九日に、本件取消処分を理由として、銃刀法五条一項四号により不許可とされたことを認めることができるが、右事実だけからは、未だ被告が、本件取消処分をなすにつき、行政指導に従わなかつた原告に対する報復意図、あるいは第三銃についての不許可理由を作出する意図等が存したことを推認することはむづかしく、ほかにこれを認めるに足る証拠はない。

五 その他、本件取消処分について違法事由の存在、被告の裁量権の逸脱ないし濫用の事実を認めるに足る証拠はなく、従つて被告のなした本件取消処分は違法なものといふことはできない。

よつて、原告の本訴請求は理由がないから、これを棄却することとし、訴訟費用の負担について行政事件訴訟法七条、民事訴訟法八九条を適用して、主文のとおり判決する。